

区独自!

18歳以下の子どもを
 養育する世帯へ

電子クーポン

7月下旬
 以降
 順次配付

3万円分を 配付します



DV等を理由に
 区内に避難しており、
 住民票を異動することが
 できない方の特例申出期限は
7/3(月)17:00まで

子育て世帯への区独自の生活支援として、18歳以下の子どもへ1人あたり3万円分の電子クーポンを、申請不要で7月下旬以降順次配付します。電子クーポンは店舗やオンラインで利用でき、日用品や文房具など好きなものを購入できます。利用方法等は、郵送する案内をご覧ください。



▲区ホームページ

対象

- ・基準日(令和5年5/1)時点で江東区住民基本台帳に登録されている方のうち、令和6年4/1時点で18歳以下の子ども(平成17年4/2~令和5年5/1の間に生まれた方)
- ※令和5年5/14までに転入や出産等で、住民登録の届出が提出された子ども

電子クーポン利用までの流れ

お子さんの名前宛に
 簡易書留で案内
 (二次元コード)
 を送付



二次元コードを読み取り、
 希望の電子クーポン
 3万円分選択

※複数のクーポンと
 組み合わせ可



各電子クーポン
 対象店舗等で
 使用



問合せ先

子育て世帯応援事業コールセンター

☎0120-432-157、FAX0120-605-406

9:00~17:00

6~8月の土・日曜、祝日、令和6年3/30(土)・31(日)は実施

※上記以外の土・日曜、祝日、12/30(土)~令和6年1/3(水)を除く

✉ kosodateshien_jimukyoku@koto-city.jp

区役所2階臨時窓口

9:00~17:00

10/31(火)まで※土・日曜、祝日を除く

申出が
 必要な方

DV、虐待、養育上の問題で、 区内に住民票を異動することができない方

DV、虐待、養育上の問題で、区内に住
 民票を異動することができない対象者の方
 は必要書類をご提出ください※上記理由以
 外での送付先の変更はお受けできませんの
 で、あらかじめご了承ください。また、区
 外に住民票を異動することができない場合
 は、必要に応じて、郵便局の「転居・転送サ
 ービス」をご利用ください。

【編】7/3(月)17:00 【甲】区ホームページ・区
 役所2階臨時窓口にある申出書に必要事項
 を記入し、①対象となる子どもを養育する

世帯の保護者(申請者)の公的機関が発行し
 た写真付身分証明書(運転免許証等)②保護
 者と子どもとの関係および子どもの人数が
 わかる公的機関が発行した書類(住民票等
 ※発行から3か月以内)③保護者と子どもの
 居住確認ができる書類(賃貸住宅の契約書
 等※令和5年5/1時点が確認できるもの)を
 ご用意ください。提出方法は左記へお問い
 合わせください。

※必要書類の詳細は区ホームページをご覧
 いただくか、左記へお問い合わせください。

掲載している情報は6月2日時点のものです。最新の情報はお問い合わせください。

今号の 主な内容

[2面] 新型コロナワクチン接種 6/27(火)以降の接種会場のご案内 [3面] 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 対象児童1人あたり5万円を支給 [4面] 胃がん・肺がん検診